【様式１】

令和　　年　月　日

環境省総合環境政策統括官　殿

住　　　　　所

法　　人　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　代　　表　　名　　　　　　　印

**令和２年度地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金（地域脱炭素化出資事業基金）に係る補助事業者応募申請書**

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

１．事業実施計画書

２．事務費用内訳

３．法人の定款

４．法人の概要が分かる説明資料

※法人登記簿（写）や概要パンフレット、設立趣意書等

５．過去２決算期の事業報告及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）

※　申請時に、法人の設立から１会計年度を経過していない場合には、補助事業を行う年度の事業計画（案）及び収支予算（案）、法人の設立から１会計年度を経過し、かつ、２会計年度を経過していない場合には、直近の１決算期に関する事業報告及び決算報告

６．平成２７年１月１日から令和元年１２月３１日までの間に官公庁又は会計検査院より、不適切な会計経理の処理等の是正を求められた際の概要及び是正の措置内容並びに再発防止に向けた措置内容が分かる資料の写し

（担当者欄）

所属部署名：

役　職　名：

氏　　　名：

Ｔ　Ｅ　Ｌ：

Ｆ　Ａ　Ｘ：

E-mail：

【様式２】

**事業実施計画書**

|  |
| --- |
| 法人について |
| 法人名 |  |
| 所在地 |  |
| 設立 | 　　　年　　月　　日 |
| 役員等 | ※代表者と理事全員（他の肩書きがある場合はそれを含めて記載してください。国家公務員経験のある方については最終官職名を明示してください。） |
| 法人の目的 |  |
| 主な活動 |  |
| 年間の収支予算 | ※収入・支出の規模とその項目（別紙でも可） |
| 法人の種類 | ※非営利型一般社団法人・一般財団法人等の法人の種類を記載してください。 |
| 本事業への応募理由 | ※補助金への理解度についても記載してください。 |
| 基金の管理・運用 |
| 基金の管理方法 | ※基金をどこでどのように管理するのかを記載ください。※国より交付を受けた補助金を他の経理と明確に区分し、適正に管理できる体制が整えられているかについても記載してください。 |
| 基金の運用方法 |  |
| 補助事業及び基金事業の実施及び実施体制 |
| 運営全般（政策目的、民業補完等）※ガイドライン１関連 | ※政策目的、民業補完、民間のリスクマネー供給との役割分担等に係る理解について記載してください。 |
| 出資の体制※ガイドライン２.１関連 | ※人員の規模及び体制が明らかになるように記載してください。具体的に予定している者がいる場合は、氏名及びその者が適当な理由についても記載してください。※出資決定組織におけるガバナンスについても記載してください。 |
| 出資方針※ガイドライン２.２関連 | ※出資方針、審査項目、出資決定に当たって検討する事項を記載してください。 |
| 出資決定の過程※ガイドライン２.３関連 | ※出資決定の過程を記載してください。 |
| 出資実績の評価・開示、運用方針の見直し※ガイドライン２.５、２.６関連 | ※モニタリングの基準、ＥＸＩＴの方法・時期に係る考え方についても記載してください。※支出の見込みと実績の乖離を防止するための取組についても記載してください。 |
| ポートフォリオマネージメント※ガイドライン３関連 | ※ポートフォリオマネージメントに係る考え方、体制等について記載してください。 |
| 国との関係※ガイドライン５関連 | ※国への報告や国民に対する情報開示等について記載してください。※基金事業の波及効果を把握するための取組も記載してください。 |
| 補助事業及び基金事業を行うに当たっての法令遵守及び情報セキュリティを確保するための体制 | ※具体的に予定している者がいる場合は、氏名及びその者が適当な理由についても記載してください。 |
| 事務費用の適正性 |
|  |  |
| 基金事業に関する事務を行うために要する費用の合理性 | ※内訳については、様式３に記載してください。 |
| 基金事業に関する事務費の適切な執行のための取組 | ①人件費や賃金等の適切な執行の根拠となる業務日報及び業務管理のチェック体制について、具体的な取組を記載して下さい。　特に、複数の業務を兼務する職員については具体的な考え方等を記載して下さい。②時間外勤務の上限（月・年単位）の考え方と承認に要する体制等を記載して下さい。 |
| 法人自体について |
| 平成27年1月1日から令和元年12月31日までの間に官公庁又は会計検査院による、不適切な会計経理の処理等の指摘 | ※左記の期間において官公庁又は会計検査院より不適切な会計経理の処理等の是正を求められたことがある場合には、是正を求められた年月日、官公庁等の名称、その概要と指摘に対して講じた是正措置内容及び再発防止に向けた措置内容を記載してください。 |

【様式３】

**事務費用内訳**

|  |  |
| --- | --- |
| 必要経費の項目 | 経費の見積額 |
|  |  |
| 合計額 |  |

※１　必要となるすべての事務費用（基金事業に関する事務を行うために要する費用）について記載してください。

※２　３．（１）に示す上限を超えている場合は、評価点を０点とします。

（別添１）

地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金（地域脱炭素化出資事業基金）の補助事業者に係る応募書類審査の手順について

１．評価委員会による審査

学識経験者等及び環境省職員により構成する地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金（地域脱炭素化出資事業基金）に係る評価委員会において、提出された応募書類の内容について審査を行う。なお、評価委員会は、非公開とする。

２．応募書類の審査方法

（１）評価委員会委員は、委員毎に地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金（地域脱炭素化出資事業基金）の補助事業者に係る応募書類審査基準及び採点表（別添２）に基づき、以下の採点基準で採点する。

【採点基準】

①審査項目１（１）から４（２）

　　　＜配点＞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜５点＞＜１０点＞＜１５点＞

・Ａ（良い）　　　　　　　　　　　　　　　　　　５点 １０点　 １５点

・Ｂ（やや良い）　　　　　　　　　　　　　　　　４点 　　７点　 １２点

・Ｃ（普通）　　　　　　　　　　　　　　　　　　３点　 　５点 　　８点

・Ｄ（やや悪い）　　　　　　　　　　　　　　　　２点　 　３点　 　５点

・Ｅ（悪い）　　　　　　　　　　　　　　　　　　０点　 　０点　 　０点　　②審査項目４（３）

・Ｆ（該当なし又は指摘に対し適切な是正措置及び再発防止策が

講じられている）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　０点

・Ｇ（官公庁から是正を求められ、適切な是正措置及び再発防止

策が講じられていない） 　　　　　　　　　　　　　　　－１０点

・Ｈ（会計検査院から不当事項として指摘され、適切な是正措置

及び再発防止策が講じられていない）　　　　　　　　　　－２０点

（２）（１）の委員毎の採点結果を合計した後、出席委員数で除して平均点を求め、その点数が最も高い者を補助事業者として採択する。

（３）複数の応募者の（２）で算出した平均点が同点の場合、次の基準で補助事業者を採択する。

①　「Ａ」の数が多い者

②　「Ａ」の数が同数の場合は、「Ｂ」の数が多い者

③　「Ｂ」の数も同数の場合は、「Ｃ」の数が多い者

④　「Ｃ」の数も同数の場合は、「Ｄ」の数が多い者

⑤　「Ｄ」の数も同数の場合は、委員の多数決により採択

（別添２）

地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金（地域脱炭素化出資事業基金）の補助事業者に係る応募書類審査基準及び採点表

委員名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応募者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審査基準 | 配点 | 得点 |
| １　基金の管理・運用 |  |  |
|  | (1) | 基金の管理について、安全性及び透明性が確保される方法により行うものであるか。 | １０　点 | 点 |
| (2) | 基金の運用について、安全かつ有利な方法で行うものであるか。 | １０　点 | 点 |
| ２　補助事業及び基金事業の実施及び実施体制 |  |  |
|  | (1) | 官民ファンドの運営に係るガイドライン（平成25年９月27日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定。以下「ガイドライン」という。）1に照らして、政策目的、民業補完の徹底、民間のリスクマネー供給との役割分担等を適切に理解しているか。 | １０　点 | 点 |
| (2) | ガイドライン２.１に照らして出資を適切に行うことができるか。また、出資決定組織におけるガバナンスは確保されているか。 | １０　点 | 点 |
| (3) | ガイドライン２.２に照らして出資方針は適切か。 | １０　点 | 点 |
| (4) | ガイドライン２.３に照らして出資決定の過程は適切か。 | １０　点 | 点 |
| (5) | ガイドライン２.５及び２.６に基づき、モニタリング、ＥＸＩＴ、政策目的との関係における効果的な運用その他の措置又はこれらに係る基準等の決定・変更を適切に行うことができるか。特に、支出の見込みと実績の乖離を防止できるか。 | １０　点 | 点 |
| (6) | ガイドライン３に照らしてポートフォリオマネージメントを適切に行うことができるか。 | １０　点 | 点 |
| (7) | ガイドライン５に基づき、出資者たる国への報告や国民に対する情報開示を適切に行えるか。また、基金事業の波及効果（対象事業に対して融資又は出資をした民間事業者等（金融機関を含む。）による自律的な融資又は出資に係る再生可能エネルギー発電事業等により導入される再生可能エネルギー発電設備等の設備容量）を適切に把握することができるか。 | １０　点 | 点 |
| (8) | 審査項目１及び２を行うに当たり、法令遵守及び情報セキュリティを確保するために必要かつ適正な体制を整えられるか。 | １０　点 | 点 |
| ３　事務費用の適正性 |  |  |
|  | (1) | 審査項目１及び２に関する事務を行うために要する費用は適正かつ合理的か。 | １０　点 | 点 |
| (2)① | 審査項目１及び２に関する事務費の適切な執行のための取組は適正かつ合理的か。 | 人件費や賃金等の適切な執行の根拠となる業務日報及び業務管理のチェック体制 | １０　点 | 点 |
| (2)② | 時間外勤務の上限（月・年単位）の考え方と承認に要する体制等 | １０　点 | 点 |
| ４　法人自体について |  |  |
|  | (1) | 法人の定款と補助金の目的との整合性 | １０　点 | 点 |
| (2) | 補助金による事業を通じ公益を達成しようとすることについて、国民の疑惑を招くことがなく、また、公益を達成しようという強い意欲があるか。 | １０　点 | 点 |
| (3) | 平成27年1月1日から令和元年12月31日までの間に官公庁又は会計検査院より、不適切な会計経理の処理等の是正を求められたことがあるか。また、是正の指摘に対しどのような措置を講じ、再発防止に向けた措置が講じられているか。 | ０　点 | 点 |
| 合　計 | １５０　点 | 点 |

【採点基準】

1. 査項目１（１）から４（２）　　　　 ②審査項目４（３）

・Ｆ（該当なし又は指摘に対し適切な是正措置及び再発防止措置が講じられている）

０点

・Ｇ（官公庁から是正を求められ、適切な是正措置及び再発防止措置が講じられていない）　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　－１０点

・Ｈ（会計検査院から不当事項として指摘され、適切な是正措置及び再発防止措置が講じられていない）　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　－２０点

　<配点>　　　 <５点> <１０点> <１５点>

・Ａ（良い）　 ５点　 １０点　 １５点

・Ｂ（やや良い） ４点　　 ７点　 １２点

・Ｃ（普通）　　 ３点　　 ５点　　 ８点

・Ｄ（やや悪い） ２点　 　３点　　 ５点

・Ｅ（悪い）　　 ０点　　 ０点　　 ０点